

土砂災害から身を守ろう！！

■「土砂災害防止法」とは？

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

この地区では、土砂災害防止法に基づき、長崎県において基礎調査を実施して土砂災害の恐れがある区域を指定しています。

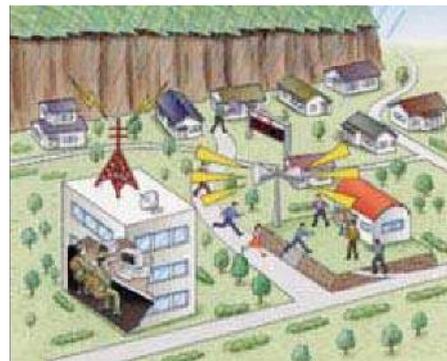
- ◆土砂災害**警戒区域** ……土砂災害の恐れがある区域
- ◆土砂災害**特別警戒区域** ……土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危険が生じる恐れがある区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されれば、次のようなことがおこなわれます。

警戒区域では

1 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るための災害情報の伝達や避難が早急にできるように警戒避難体制の整備を図ります。



2 宅地物件取引における措置

宅地物件の売買または交換及び貸借にあたっては、土砂災害警戒区域内であるか否かの旨について、重要事項説明が義務付けられます。

特別警戒区域ではさらに

1 特定の開発行為に対する許可制限

住宅分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は原則禁止となります。ただし基準に従ったものについては許可されます。

2 建築物の構造規制

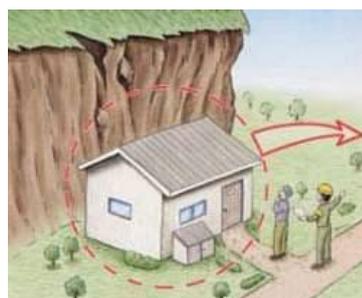
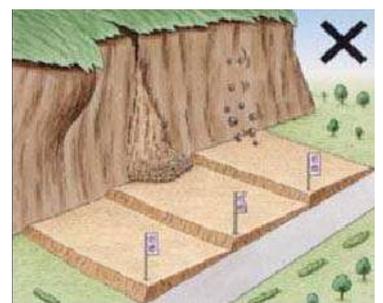
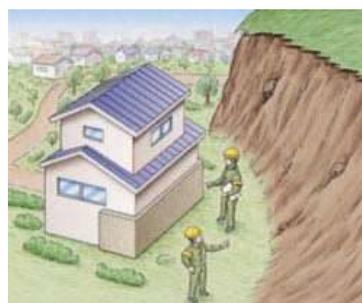
居室を有する建築物は作用すると想定される衝撃に対して建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

3 建築物の移転

著しい損傷が生じる恐れがある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告が図られます。

4 宅地建築物取引における措置

特定の開発行為では、都道府県知事の許可を受けた後でなければ、当該宅地の広告、売買契約の締結ができません。対象物件が、特別警戒区域内にある場合は、「特定開発行為ならびにその変更の制限」が重要事項説明として義務づけられます。

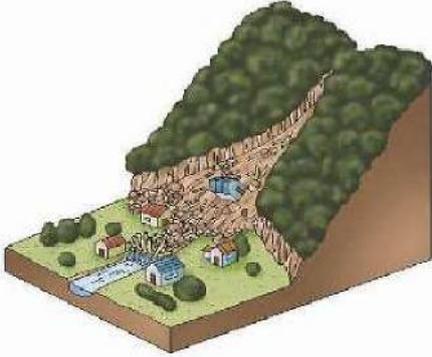


■土砂災害の種類と危険を知らせる前ぶれについて

土砂災害には大きく分けて、**土石流**、**がけ崩れ**、**地すべり**の3種類があります。また、右の項目のような現象を察知した場合は、土砂災害が起こる可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、関係機関へ通報してください。

土石流

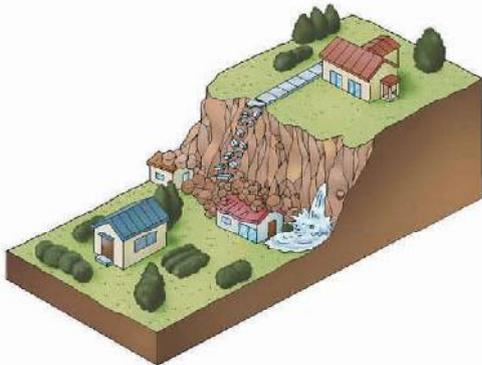
谷や斜面の土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象で、スピードが速く破壊力が大きいのが特徴



- 遠雷のような音がする。地鳴りや山鳴りがする。
(岩がぶつかったり、木が折れたり、斜面が崩れたときの音。)
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
(上流で山崩れが起こり、一時的に水をせき止めている。次は、一気に流れ出す可能性が高く、極めて危険)
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁り、立木や流木が巻き込まれている)
- 焦げのような異様なにおいがする。
(石と石が衝突して火花を発生し、焦げたようなにおいがする。)

がけ崩れ

急傾斜面が突然崩れ落ちる現象で、早いスピードと大きな破壊力を持つのが特徴



- がけからの水が濁る。
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っている。)
- がけに亀裂が入る。
(外的要因により地殻に変動が起きている。)
- 小石がパラパラ落ちてくる。
(土の粘着性が弱くなっている。)
- 普段から流れている湧き水の量が急に増えたり、急に止まる。(水道が大きくなるか、逆にふさがった。)
- 樹木が揺れたり、倒れたりする。
(がけの上部で、地面が動いている。)

地すべり

地下水などの影響により、斜面の一部が動き出す現象で、緩やかな斜面が広い範囲でゆっくり動くのが特徴



- 地面にひび割れができる。
(外的要因により地殻に変動が起きている。)
- 水面や井戸の水が濁る。
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っている。)
- 斜面から水が噴き出す。
(地中の水が新たに水道を作ったか、普段は流れない水道に水が流れ始めた。)